

## 第 67 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 28 年 2 月 16 日（火） 9:53~12:40

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

## 【委員】

西村部会長、北村部会長代理、河井委員、川崎委員、清原委員、西郷委員、嶋崎委員、  
白波瀬委員、関根委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

## 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 事

- (1) 未諮問基幹統計の確認について（毎月勤労統計）
- (2) 平成 25 年度審議結果報告書に示した今後の取組の方向性に対する対応状況の確認について（家計統計）
- (3) 横断的な課題について
- (4) その他

## 5 議事概要

### (1) 未諮問基幹統計の確認について（毎月勤労統計）

厚生労働省から資料1に基づき説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

・「提出率の低下が賃金を上方に偏らせる可能性」があるという仮説と現在の提出状況は、今後の毎月勤労統計の精度改善のカギを握る重要な点。

・2014年末から2015年1月まで下降傾向にある提出率は1月以降戻ったのか、それともこのトレンドで下がり続けているのか。

→2015年抽出替えの後、提出率は戻っており81%前後で推移している。

・調査票回収のための努力や労力が提出率に響くため、回収に労力をどれだけかけられるか、3月分調査と11月分調査の提出率が低いという回収率の癖をどのように減らしていくのかが重要。今後、ローテーション方式を導入する場合、常に高い回収率を維持できるということかもしれないが、逆に標本入替え時に最後の1年分の標本の提出率が悪くなる可能性はないか。ローテーション方式を導入することにより提出率は全体としてどちらに動くか考えるか。

→ローテーション化に伴って、部分入替えが毎年発生することになるが、その際は地方自治体が督促等の業務に専念できるよう配慮をしながら、提出率が低下しない方策を講じていきたい。

・未回答先への対応については、特に大企業の回答率が低くなると、調査結果に大きな影響を及ぼす可能性があるため、欠測値補完の方法を検討することが重要。

また、指数作成方法として、その時々の情報に基づく平均賃金の調査を目的とする場合、回答企業の平均の数字をそのまま使う方法について一定の理解はできる。ただし、景気指標や金融政策上の利用を目的とする場合、インフレ率との比較のみた伸び率が重要になってくるので、標本入替え時に伸び率の段差が生じると、大きな問題となる。このため、今回、ローテーション方式を採用する方針となったことから、こうした段差が生じない継続サンプルから算出する賃金指数を参考系列として作成・公表していただきたい。

→欠測値補完については、他の調査の動きなども見ながらよく検討したい。また、継続標本を使って指数を出していく点についても、毎月勤労統計の指数の役割なども踏まえながらよく検討してまいりたい。

・伸び率、変化は、継続サンプルで見るというのは分かりやすいが、そうするとローテーションすること自体の正当性について疑われてしまうことにもなりかねない。重要なのは指数で何を見るかということであり、様々な指数が出て混在しないように指数についての丁寧な説明が常に必要。

・分布に関する統計の平均値及び高次のモーメントと、景気指標とは本来違うものであり、混同してはいけない。平均値を見るということであれば、従来のやり方で

問題ないと考えている。ところが景気指標として見る場合には、同じ企業の設備投資がどのように変化しているのか、同じ事業所の平均賃金がどのように変化しているのかが問題になってくる。そこでは当然歪みが生じるが、例えば、脱落企業に関しては失業率等での補正などが可能である。景気指標として継続サンプルからとるとするのは、景気を見るとき重要なベンチマークにもなる。だから、指標は変えずに、景気なら景気に対応するような新しい参考系列を作成するという方が正しいと考える。

→今の御指摘や御意見なども含めて検討してまいりたい。

・ユーザー側も、指数の前提をきちんと理解する必要がある。指数を誤解することなく解釈するためには、平均賃金や雇用者の内訳、一般雇用者とパートごとの数字を時系列的に把握することが有益であるが、現在そうしたデータが非常に取りにくい。統計結果に対する分析情報も含め、賃金実額や雇用者数の内訳の時系列データを見やすく表示していただきたい。それから、ローテーション方式により標本を毎年更新していくというのは良い方法だと思うが、母集団が事業所母集団データベースの更新に依存しているため、同データベースの更新がきちんと行われる必要がある。例えば、平成24年経済センサス-活動調査では官公営の事業所が調査負担軽減の観点から対象外とされているが、事業所母集団データベースではそれも含めてカバーしていただきたい。そうすることで、このフレームに基づいて調査が行われる毎月勤労統計の精度向上にもつながるのではないかと。

・厚生労働省が検討中の指数案は、基準年を変えるときに、基準数値は新しい基準年の各月の単純平均値になるということだが、この方法では基準年が変わってもギャップ率は残る。そして、基準数値がサンプル替えの数だけある指数になってしまうことに少し違和感がある。何も施さない単純平均と継続サンプルに関する変化率という二通りの方が自然な感じがする。

・御紹介したものは検討中の案であり、御意見も踏まえて検討してまいりたい。御指摘のあった情報提供については、分かりやすい統計、使いやすい統計となるよう努力したい。

(主査まとめ)

・標本入替えに伴うギャップの縮減に向け、厚生労働省からはローテーション・サンプリングの導入の方向が示された。事業所の負担や実査可能性を総合的に勘案すると、調査期間を3年1か月、1年毎に3分の1を入れ替える方法が現実的との案が示され、この方式によるギャップの縮減効果も定量的に確認でき、この点は評価したい。今後、ローテーション・サンプリングの採用に向け、段階的な移行について、そのスケジュールを明らかにし、都道府県を始め実査に係る関係者との調整を進めていくことや予算の確保等が必要。

・ローテーション・サンプリングの採用に併せた母集団情報の取扱いについて、事

業所母集団データベースの使用を検討していることは、母集団情報の反映サイクルの短期化によって、母集団情報の入替えによるギャップの縮減効果も見込まれるため高く評価したい。

- ・回収率の低下がギャップの一要因であることが明らかになったので、回収率の維持・向上のための具体策を検討していただきたい。また、限られたリソースで対応している状況もあるため、回収率の維持・向上のための人的・予算等の確保も必要。
- ・賃金・労働時間指数の補正については、指数においてギャップをどのように対応するかということは、各委員から御意見が出たように様々な考え方があるため、これについては厚生労働省で時間をかけて対応していただきたい。
- ・継続サンプルでの増減率、参考系列の提供については、景気指標として利用者サイドから見れば非常に重要な情報であるため、必ず対応していただきたい。
- ・ローテーション方式の導入後も、引き続き標本入替え時のギャップについては、その要因を定量的に分析し、より精度の高い統計となるよう改善に向けた検討を続けていただきたい。
- ・より精度の高い統計を作成していく上では、個票データレベルでの欠測値を補完する手法についても、中長期的に検討していただきたい。
- ・情報提供の充実について、標本設計や標本誤差に関する情報や、速報から確報にかけて修正される要因等は必要不可欠な情報であり、現在は情報が読み取りにくいため、情報提供の方法について改善を求めたい。
- ・報告書の時点では、取り組む時期など具体的に書き込んでいただく。

(2) 平成 25 年度審議結果報告書に示した今後の取組の方向性及び経済財政諮問会議からの指摘事項に対する対応状況の確認について（家計統計）

河井主査から資料 2-1 に基づき確認すべきポイント（論点）について説明が行われた後、総務省から資料 2-2 に基づき説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・今後の取組として、「ミクロ的な調査としての意義を尊重しつつも、補完的にビッグデータ等によって補強していきたい」ということだと思うが、ビッグデータ等の活用について、どのような展望を持っているのか。  
→消費の実態把握を補強していく一つのアプローチとして、民間との連携も視野に入れ、幅広く検討していきたい。
- ・個人情報保護をしながら、匿名性を持った上でのビッグデータの適切な活用について慎重に、しかし有効性を展望しながら、御検討いただきたい。
- ・スマートフォンでレシートを読み取って家計簿に反映するとあるが、レシートによっては細かい品目情報があるものとなないものがある。これを利用するという事は、細かい品目情報を大きくくりな品目情報に変更するのと思ったが、利用はミクロを

主とするということで、そうなると品目情報はどうするのか。

→基本的には、引き続き細かい品目ベースでの調査を考えている。

・全国消費実態調査との関係は、今後どうしようと考えているか。

→全国消費実態調査は、属性別や都道府県別などより詳細に把握している調査なので、構造統計として引き続き実施していく。

・単身世帯が非常に多様化しているが、その割にはサンプル数が少ない。今後、どのような方針か。

→単身世帯の把握については、調査が難しくサンプル数も限られたものになっているが、今後、民間モニターの活用や推定による工夫などの可能性を考えていきたい。

・総務省統計局の検証結果をみると、家計統計をマクロの景気指標として利用するのは、たとえ今後精度改善に努力されても相当難しく、QE推計に利用することは大いに問題があるということの意味している。一方、家計調査の実施状況が、我が国が月次であるのに対し、諸外国では年、数年単位であることをみると、我が国でも、年齢別等の家計の消費構造を測るといった構造分析を行うことを目的として、精度改善を図っていくべき。

・6か月間家計簿をつけてもらう仕組みは、記入者負担から限界なのかもしれない。家計調査は国際的に確立された統計なので、各国の状況を見ながら、家計調査の在り方を考えるべき。家計簿をつける人以外で、例えば子どもや高齢者の支出の補足方法にアイデアがあれば教えていただきたい。

→各国で状況の違いということもあると思うが、各国の状況も見ながら、我が国でベストなやり方を考えていく。世帯員ごとの収入、支出の把握については、全国消費実態調査のこづかい調査などを分析した上で対応を考えたい。

・経済財政諮問会議から高齢者に偏っているのではないかという意見があった。世帯主年齢は人口の年齢分布よりも高齢化する。世帯主年齢がより高齢化している状況下で実施されている調査の結果が何を示しているのか、それが景気を判断する指標になるかということは、しっかり整理して、調査実施者として調査の特徴をより積極的に説明していく責任がある。

→家計調査の月次結果は、2人以上世帯の1世帯当たり平均値を表しており、平均値は高齢化だけで下がる要素がある。諸々の情報を整理して提供していくことが重要と認識しており、力を入れていきたい。

・数量の記入に関して、廃止の方向で検討しているように読めてしまう。家計調査の使われ方、特にCPIとの関係という観点からすると、数量は把握しないといけない。

→今の時点で廃止の方向を向いているということではない。記入者負担全般の軽減策を考える中で、更に何ができるのか考えていく必要があるという趣旨。

・家計調査を景気の判断指標として使うのが難しいとすると、マクロの消費動向を見る場合、例えば、短期でサービスの消費動向が把握できる統計を提案しないと、

統計委員会として不誠実ではないか。

・総合的な個人消費指標の役割を一つの統計に求めても限界がある。家計統計は、マクロ的なニーズに応じて精度改善や内容の充実に努めてきたが限界がある。今後、総合的な指標を考えるという方向を打ち出したことを評価したい。家計統計も個人消費を推計する上での大事な一つのコンポーネントとして、家計消費指標を捉えていくため、情報が欠けている部分をどう埋めるか、統計局以外のデータも組み合わせながら推計するような研究を進めていくべき。

(主査まとめ)

・家計統計の分布の歪みについて、有業人員と世帯主年齢について、世帯の分布をみると、大きくはないが歪みがある。この影響について労働力統計をベンチマークとして再推計したが、大きな変化はなかった。

・回答を拒まれた世帯に対し、同一地区の同一世帯区分から代替サンプルが選ばれ、回収率は高くなっているが、調査結果自体はサンプルのみを反映したもので、回答を拒まれた世帯の存在によるバイアスは依然として残るおそれがある。総務省は、今後「世帯主の年齢階級を用いた推定結果」を参考系列として公表することや、他の世帯属性を用いた推定方法についても研究を進めるとしており、これらの取組は評価できる。しかし、単身世帯の影響や世帯員の年齢構成のバイアス等の検証は未確認のため、今後の更なる検討を求めたい。

・「記入者負担の軽減」では、情報技術（ICT）の活用による記入者負担の軽減を図るとともに、調査方法の不断の見直しに努めていただきたい。

・「情報提供・利活用の向上」では、関連統計との比較に関する情報提供など、今後も引き続き、タイムリーかつ的確な情報提供に励んでいただきたい。

・高齢化等の影響等、どのような理由でこのような結果が出ているのか、更なる説明が必要。

・国際的にみて、家計調査を毎月実施しているのは日本しかないことに関して、家計統計の在り方に関して全国消費実態調査等との関連等を含めて考えることも必要である。

・家計統計は、調査を引き受けられない世帯の存在によって発生する分布の歪みや消費主体が世帯に限定されるなどの制約があり、個人消費全体を捉える上でバイアスが生じている。これは、特に景気動向を捉える上では問題が生じる可能性を示唆している。この問題を解決するためには、ビッグデータ等を含む新しい家計側の統計情報の拡充を考えることが必要であり、更なる検討が必要になる。拡充までの間、次善の方策として、家計消費状況調査と家計消費指数の公表の早期化や世帯属性による推定方法の検討のほか、情報提供の充実に引き続き進めていただきたい。

・景気指標としての在り方は、ここでの様々な意見を整理しながら、報告書にお

さめていきたい。

### (3) 横断的な課題について

西村主査から資料3-1に基づき横断的な課題についての論点(案)について説明が行われ、事務局から資料3-2に基づき説明が行われた後、西村主査から資料3-3 骨子素案に基づき説明が行われた。また、統計法第55条第3項に基づき、意見書を提出することが決定された。

主な発言は以下のとおり。

- ・景気統計としてみるとき留意点については、現在は平均値だけでなく分布を考慮して歪度や尖度なども含めた統計情報を見る必要がある。統計リテラシーも含めて非常に重要な論点である。

また、調査員調査の実施に当たって、府省横断的に調査員が持っている有益な知識やスキルを共有し、リソースを有効に活用し質を高めていくようにする環境は非常に大事ではないか。

- ・府省横断的にPDCAサイクルを回していくことは非常に大事なことなので、これを提唱することは、大変良いことである。横断的な課題を検討するためにも、集中的に支援する体制を、総務省を中心に府省横断的に取り組むことは大変結構なことである。そういうことを前提としながら、全体としてリソースの強化の確保を指摘するのは、大変良かった。

加工統計の作成には調査統計以外の材料が必要で、その中でも、行政記録情報が重要。ビッグデータも含め、種々の情報源を活用するという姿勢が、公的統計の作成に欠かせないのではないかと。ただ、気をつけないといけないのは、精度や全体の結果に与える影響を吟味しながら使うことが前提だと思うので、是非報告書の中に記載していただきたい。

事業所母集団データベースの整備についての私の発言を補足すると、今の官公庁の扱いがもう少し改善の余地があるのではないかとということである。

- ・地方公共団体は、住民のニーズや国際的、国内的状況を的確に把握し、適切な施策を展開しなければならない。統計間の整合性や精度の確保・向上は、証拠に基づく政策立案の的確な実施のためにも必要と明記していただいたことは極めて重要。

公的な統計の意義を被調査者に的確に理解していただき、寄り添いながら調査をしていくことも重要である。

調査票の回収を担う調査現場の調査実施環境の整備についても触れていることにより、調査員の皆様にも地方公共団体の職員にも、公的統計の担い手としての誇りを持って活躍をしていただく意識を浸透していくことが、回収率の上昇や適切な統計の確保にもつながるのではないかと。

統計委員会においても公的統計に関する取組をしっかりとっていくということにつ

いては、改めて今回の取組の中で、正に統計委員会の位置付けの意義、在り方についても確認できる骨子素案であり、当該骨子素案に基づいて内容を深めることで、私たちの総意がまとめられるのではないかと。

・回収率向上方策の推進については、統計調査の意義自体についての国民の理解が低下していることが危惧される。各府省の個別調査ごとに対応するのではなく、正に横断的な課題として取り組むべきと考える。国民の意識を高めるということは容易ではないが、一点目は、統計調査の有用性を具体的かつ分かりやすい形で周知すること、二点目は、統計調査に対しては国民に回答義務があることを周知すること、三点目は、調査への回答を促す場合には、個人情報保護の観点から信頼性を得ることが不可欠である。こうした三点を進める手段としては、インターネットの活用は言うまでもないが、ウェブサイトへのアクセスを促すことが重要。ウェブサイトのアクセスを促すまでとウェブサイト上での広報とを二つの段階に分けた戦略が求められる。こうした点は、個別府省ではなく、総務省政策統括官室等が重点的に担っていただくなど横断的な対応と工夫が必要と考える。

・景気統計として見るときの留意点ということで、横断的な課題というのは、今回審議の対象となっている法人企業統計、毎月勤労統計、家計統計に関してということか。または、それを少し拡張した解釈として理解してよいか。つまり景気統計としてこれらの統計を見るときに、需要側で見るときは、ここで書かれたような問題がある。それとも、供給サイドも含めた統計と考えて、景気判断指標を見たときにこのような問題があるかと考えるのか。

→基本的には横断的課題だが、最初は需要側の統計ということである。当然、供給側の統計に関してもこうした問題が出てくるが、一度に全ての統計についてできないので、段階的にやっていく。そのための仕組みを作るということである。

・今後はすべての政府統計において検討し改善を図るということで、第一段階で今回の4統計について行い、残りを第二段階で実施するという理解でよいか。

行政記録の活用について、民間の中でも行政記録は必要に応じて活用すべきだというのが定着しつつあると思うが、その場合には、個別の会社のデータについては、匿名化することを検討していただきたい。また、行政記録の中には、税務データも含んでいるという理解でよいか。

→第一点については、時間はとてもかかるが、基本的には制限した話ではない。二番目の匿名性については、非常に重要な点である。税務データについては検討対象には入っているが、難しい問題もあり、どれくらい進展するかは分からない。

・行政記録の中で、特に税務統計は電子化されている部分が非常に少なく、課税所得等は経済統計で有する所得と全く違い使いものにならないと経済産業省に分析していただいたが、電子化は今後進むと考える。正しい納税が行われているという

ことを担保するために、基礎的な情報を電子化してもらい活用していく。したがって、どのような情報を電子化し蓄積すべきかという議論も統計委員会でできると良いのではないかと。

→難しい宿題を頂いた。私もそのとおりだと思うが、具体化すると難しい問題がいろいろ出てくる。

- ・この趣旨には全て賛同する。

- ・統計技術的な視点に基づく統計作成改善について、法施行型に移行する前の統計審議会の中には、これを話し合う統計技術部会があった。当時に比べれば、今の状態は統計委員会が機能低下してしまっている面があるので、このような機能が統計委員会に必要だというメッセージとして受け取った。ただ、法施行型と言われている中で、こういうものを法律的に整理する中で、このような体制整備がどのように可能かというのが、現実的な課題としては難しいのではないかと。このような機能が必要であるというのは、私も同じ意見である。

- ・今回家計調査、法人企業統計、毎月勤労統計について様々な情報を得ることができた。例えば、非回答項目に対する対応で、インプューション（補完）をやっていないものもあるかと思えば、家計調査ではいろいろなところでインプューションが行われているというのを初めて知った。こういうものが、統計の利用者にとって、どれくらい進んでいるのか、具体的にどのような方法が取り入れられているのかというのを見えるような形で進めていただきたい。

- ・各委員から骨子案に対する賛同の意見を頂いたが、統計に関する府省横断的な今後の取組を実効力のあるものにするためには、以前、第Ⅱ期基本計画の策定に示した基本的な考え方というのを提案したときと同様に、総務大臣に対して、統計法の規定に基づいて、統計委員会から意見として提出するのはいかがかと。

→体制整備に関して、総務大臣に意見書を出すことについて、個人的には大いに賛成である。

- ・4月には所管も変わるので、総務大臣にこういう課題をきちんと認識していただくことは大事であり、賛成する。

- ・異議なし。法的な整理まで含めて検討していただきたい。

→統計法を所管しているのは総務省政策統括官（統計基準担当）で、統計委員会は、従来、法施行型審議会と位置付けられ、基幹統計調査の変更案の審議と統計法施行状況報告に関する審議とを2本柱としている。ただ、従来の運用が、法施行型審議会としての位置付けを非常に厳格に、狭義に解釈し運用してきたという感じがあるところ、統計法施行状況報告審議についての枠組みの運用を工夫することによって、御提案の審議は可能と考える。

また、経済財政諮問会議の検討要請を踏まえれば、時代の要請にも的確に答えていくことが求められている。今後、形式的には総務大臣がいかに委員会の審議をサポートできるかについても整理をしながら、御提案の審議のやり方について検討し

ていくことは、極めて重要な課題である。

・意見として出すことは賛同するが、現実問題として、法施行型として位置付けられている立場から、意見を言うという枠組み自体が越権になることはないか。つまり、ここでの論点を現実的にするために、委員会が実質的な機能を担うためには、厳密には位置付けそのものを変えることを検討しなくてよいか。

→現段階では法改正をしなくても御提案の審議はできると考える。いずれにしても御意見をまとめていただければその段階で考えたい。意見を出していただくことについて制約はないのではないか。

・意見を言うことに制約はないと思うが、骨子案をまとめられた心がある中、意見を言っただけで終わりというのでは残念に感じる。

・委員の意見が最大限尊重されるべきことは言うまでもないので、意見が出れば意見を尊重し、できる限り実現いたしたい。

・法の解釈は人が変わると変わってしまう可能性もあるので、担保が必要である。この段階で何かするというわけではないが、こういうものが具体化するときに担保を考えると、統計法第55条第3項に基づく意見書を出すこととしたい。

体制整備は、総務省だけではなく各府省にも言及した文章があるので、改めて文章を精査して、総務大臣への意見とする必要がある。その文章は、部会長預かりとし、次回の統計委員会開催までに、委員にメール等で御相談する。

これまでの議論を踏まえ、文章を肉付けして報告書の形式としてメールで委員に送付するので、御確認いただき、次回の基本計画部会において報告書として取りまとめる。

#### (4) その他

事務局から、次回基本計画部会は、3月22日(火)10時から、本日と同じ会議室で開催するとの連絡があった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>